

小型二輪（250cc 超）名義変更チェックリスト

必要書類

- 自動車検査証（紛失した場合は再交付）
- 譲渡証明書
- 変更後の所有者・使用者の委任状（記載変更・原則取得）
- 新使用者の住民票（発行後 3 か月以内・写し可）
- 旧所有者の住所のつながりを確認する書類（車検証と譲渡証明書の住所が異なる場合。住民票・戸籍の附票など）
- 申請書 第 1 号様式
- 申請書 第 3 号様式（管轄変更の場合・ステッカー再交付用）
- 手数料納付書（記載変更用）
- 手数料納付書（管轄変更の場合・ステッカー再交付用）
- 旧ナンバープレート（管轄変更の場合）
- 軽自動車税申告書

※ 申請書に所有者・使用者の記名がある場合は、各人の委任状を省略可。

※ 法人は住民票に代えて登記事項証明書など（発行後 3 か月以内・写し可）。

※ 使用の本拠が使用者の住所と異なる場合は、本拠を証する書類も必要です。

確認事項

- 検査標章（車検ステッカー）の再交付（管轄変更の場合）
- 税止め（管轄変更の場合）

費用

- 記載変更手数料：無料
- ステッカー再交付手数料：400 円
- ナンバープレート代：800 円（栃木県）
- 税止め費用：実費（必要な場合）